

## 三重県木造住宅等地域材利用拡大推進協議会 規約

### (名称)

第1条 この会は、三重県木造住宅等地域材利用拡大推進協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 当協議会は、県内の原木供給関係者、木材産業関係者及び住宅建築業関係者(以下「関係団体」という。)が連携、協力し、木造住宅等地域材利用拡大事業を円滑かつ効率的に行うことにより、地域材の需要を喚起することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 木造住宅等地域材利用拡大事業の円滑な推進のため、事業内容について協議を行う。
- (2) 木造住宅等地域材利用拡大事業の実施に当たって、各関係者間の連携の強化を図る。
- (3) その他地域材の利用拡大に関することを協議する。

### (構成)

第4条 本協議会は、関係団体及び本協議会の目的に関する県の施策の担当部課の長をもって構成する。

委員が第6条に規定する会議を欠席する場合は、当該委員の指名する者を代理として出席させることができる。

### (役員)

第5条 本協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選より選任する。
- 3 副会長は、会長が委員の中から1名を指名する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 本協議会の会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(表決)

第7条 本協議会の会議は、出席者の過半数をもって決する。

但し、やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、会議までに書面をもって表決することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、三重県津市桜橋1丁目104番地三重県木材協同組合連合会におく。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、協議会に諮り定める。

附則

第1条 この規約は、協議会の設立の日(平成27年1月26日)から施行する。